

	發行高	發行價格	最低發行價格に對する收入高	實收高
第一回	五、〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	九〇 <sup>円</sup>	四、五〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	四、五〇〇、三九六 <sup>円</sup>
第二回	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇六、一八四
第三回	五、〇〇〇、〇〇〇	九五	四、七五〇、〇〇〇	四、七八四、〇六八
				一八、二九〇、六四八

以上公債の收入は、専ら之を中山道鐵道の敷設費に投し、元金は五箇年据置、其翌年より二十五箇年を限り償還することゝしたり。

鐵道費補充公債は、戸塚横須賀間並に大津長濱間に鐵道を敷設する目的を以て、明治二十二年發行せられたる、五分利付二百萬圓の公債にして、高價發行法に依り、二百萬七千九十一圓餘の實收を得たり。而して其前年政府は既に右の區域間に鐵道を敷設する爲め、日本銀行より一時借入金爲したるを以て、右の公債實收額は直に此借入金の償還に供用せられたり。

鐵道公債は、明治二十五年六月の法律第四號に據り、帝國に必要な鐵道を完成する爲め、六千萬圓を限り、漸次募集する規定の下に發行せられたるものにして、政府は明治二十六年四月第一回五分利付百萬圓を發行價格百圓にて發行し、翌二十七年二月第二回百萬圓を前同様の條件を以て發行した

り、兩回共に發行の成績は良好にして、申込高は第一回は發行高の七倍六割第二回は其四倍七割に上れり。爾來政府は鐵道公債を一般市場に募集せず、隨時之を日本銀行に交付する方法を取れり。

第三我國が軍事の爲めに起したる、公債は征討費借入金並に海軍公債の二種なり。征討費借入金は明治十年西南事件の費用に充つる爲め、第十五國立銀行より借入れたる、千五百萬圓の資金なり。蓋し明治十年同銀行の設立に際し、華族より醜集したる資本金は千七百八十二萬六千圓の多きに達したれども、我國當時の經濟社會の状態を以てしては、到底斯る多額の資金を運用するの望なきを以て明治十年五月政府と契約を結び、期限二十箇年、利子五分にて、政府に千五百萬圓を貸渡したり。而して同銀行は此取引を爲すと共に、政府より國立銀行條例に於ける法定の制限を超過して、紙幣を發行するの特典を得たるか、明治十六年此特典廢止せられ、一方に政府は借入金の内五百萬圓を償還し、十五國立銀行をして、其増發せる紙幣二百四十萬圓を銷却せしめ、同時に借入金の利子を七分五厘に引上げたり。而して明治二十八年七月更に契約を改め、二十八年十一月、二十九年五月並に十一月の三回に二百萬圓宛を、三十年五月満期の際に四百萬圓を償還することゝし、爾後此約定を實行したり。

海軍公債は、政府が海軍擴張の資金を得る爲めに發行したるものなり。即ち政府は明治十六年より同二十三年に至る八年間に二千六百六十四萬圓を支出して海軍擴張の計畫を立て、明治十八年までに



九百九十萬三千四百九十三圓餘を支出したるか、此以上に其殘額を一般歳計に求むるときは、自ら時機を要し、爲めに時局の急に應ずる能はざるの恐あるより、明治十九年勅令第四十七號を以て、海軍公債證書條例を制定し、今後三年間に五分利付公債千七百萬圓を發行することゝしたり。而して明治十九年六月より二十二年三月に至るまで、前後四回之を發行したるか、其成績は左の如し。

發行高	申込高	募入價格平均	實收高
第一回 五、〇〇〇、〇〇〇 <sub>円</sub>	一六、六四二、三〇〇 <sub>円</sub>	一〇三、七五七 <sub>円</sub>	五、一八七、八三二、四三六 <sub>円</sub>
第二回 六、〇〇〇、〇〇〇	八、四四七、七〇〇	一〇〇、八一二	六、〇四八、七一五、〇六六
第三回 二、〇〇〇、〇〇〇	三、八四五、五〇〇	一〇〇、一〇九	二、〇〇四、二一〇、〇四二
第四回 四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇三三、三〇〇	一〇〇、〇六七	四、〇〇三、三九五、六三二
			一七、二四四、一五三、一七六

右の収入は主として、造船費に供用せられ、明治二十三年までに略ほ之を支出し盡し、又元金は發行の年より五箇年間据置、其翌年より三十箇年間に償還することゝしたり。

第四、財政整理の爲めに、明治初年以來發行せられたる公債は、金札引換公債、金札引換無記名公債並に整理公債の三種なりとす。

金札引換公債は、維新の際に發行せられたる太政官札並に民部省札、維新以後に發行せられたる新紙幣を引換へんか爲めに發行せられたる、六分利付公債なり。即ち政府は明治六年第二百二十一號布告を以て、金札引換公債證書發行條例を制定し、同年三月十五日より金札の所有者に對し、其希望に由りて、年六分の利付公債證書を下付し、之に依て一方に紙幣を回収して、以て其流通を圓滑ならしめんとしたり。而して明治十三年第四十七號布告を以て、此條例に多少の改正を加へ、金札引換公債は政府發行の紙幣を交換する爲めに發行し、其元利金共に總て金銀貨を以て支拂ふものとし、明治十六年までに、其發行高は六百六十六萬九千二百五十圓に達し、元金は發行の年より三箇年間据置、四箇年目より十二年間に償還することゝしたり。

金札引換無記名公債は、明治十六年第四十八號布告に依て發行せられたる、六分利付公債にして、政府紙幣と引換に公債を發行し、以て紙幣を回収銷却することを目的としたるものなり。前記の金札引換公債も亦之と同一の目的を有するものに外ならざれども、唯條例の規定に於て、其無記名式に依る證書の發行を許さず、且つ外國人に對して證書の所有を禁したる等、種々の點に不便とする所少なからざりしを以て、新に金札引換無記名公債を發行するに至れるものにして、此公債は豫め發行の期限を定めず、臨時内外人民の申込に依て發行することゝし、明治十七年五月より同十九年二月までに



發行せられたる、金額は七百九十二萬九千五百圓に達し、元金は五箇年据置、三十年間に償還するこ  
と、したり。

整理公債は明治十九年勅令第六十六號に據り、從來發行に係る六分以上利付の内國債を償還整理す  
る爲め、一億七千五百萬圓を限りて、發行せられたる五分利付公債なり。蓋し從來發行せられ、現に  
存在する公債は其發行の都度種々の原因より必要を生したるものにして、隨て一々特殊の條例に依て  
發行せられ、發行の條件も亦互に異なりて、其間に事情の錯雜を免かれざりき。然るに明治十九年一  
月兌換制度の實施せらるゝと相前後して、金利歩合は大に低落し、銀行の預金利子の如き三四分の間  
を上下し、六分以上利付の公債は何れも額面を超過する時價を現はすに至れり。而して一方に公債の  
狀況を見るに、當時内外國債の未償還高は二億四千四百二萬餘圓にして、之に對する利子として、支  
拂ふ可き金額は明治十九年度以降五十二年度に至るまで、三十四年度を通算するときは、二億千五百  
十七萬餘圓を要し、國民の負擔は決して輕しと云ふ可からず。何等か此負擔を輕減するの方策なる  
可からず。茲に於てか、政府は低利の公債を發行して、高利の公債を償還し、且つ公債に關する法規  
を統一する爲めに、整理公債條例を制定するに至れり。  
今、此條例の要點を擧ぐれば左の如し。

第一、整理公債は無記名を以て、其本體とし、所有者の請求に依て、之を記名とす。

第二、整理公債募集の際には、其總額、價格、申込日限、拂込度數等は、大藏大臣に於て、之を定む。

第三、大藏大臣は市場の時價に準して、整理公債の價格を定め、臨時之を發行して、日本銀行に交  
付するを得。

此規定は明治二十一年勅令第四十六號に據る改正にして、其趣意は頻繁の發行に依て、金融市場に  
變動を及ぼし、又國庫自ら手數を蒙ることを避けんとするに外ならず。

第四、整理公債の發行には高價發行法を取り、應募價格の高きものより、漸次證書を交付し、其價  
格相同しきものには、申込の高を減少す。但し時宜に依り二百圓以下の應募者には、之を減少せざ  
ることある可し。是れ所謂少額無減少免許なるものなり。

第五、應募金の拂込を數回に分割する場合に、拂込期限の末日までに拂込未済のものあるときは、  
一箇年百分の七の割合を以て利子を徴收し、三箇月を経過するときは、證書を交付せず、又拂込金  
をも還付せず。

第六、整理公債の元金は發行後五箇年据置き、其翌年より五十箇年間に償還す。

第七、整理公債の利子は毎年六月并に十二月の二回に支拂ふ。



政府が整理公債を發行したる目的は、六分以上利付の公債を整理償還し、以て公債借換の効果を擧げんとするの一事に在りたるが故に、整理公債條例第三十條に於て「従前發行の六分以上利付の公債證書を所有する者は、元金償還の時、本人の請求に由り、大藏省の都合を以て、整理公債證書を交付することある可し」との規定を置きたり。是れ既發公債償還に際して、現金の代りに新公債を交付し以て公債借換の手續を簡易にし、其金融上に及ぼす影響を尠少ならしむるの趣意に出でたるものならず。試に當時現存の六分以上利付内國債の種類金額を擧ぐるに左の如し。

名 稱	利率	現 在 高
金札引換公債	六分	五、七六六、〇五〇 <sub>円</sub>
金 祿 公 債	同	二四、五二一、一七〇
同 上	七分	一〇六、一六四、二八五
同 上	一分	六、四三四、五六〇
舊神官配當祿公債	八分	九四、九七五
起 業 公 債	六分	一〇、七六〇、六〇〇
中山道鐵道公債	七分	二〇、〇〇〇、〇〇〇

金札引換無記名公債

合 計	利率	金額
	六分	一、四六一、七〇〇
		一七五、二〇三、三四〇
二〇 <sub>年</sub>		二六、三八四、八〇〇 <sub>円</sub>
二一		二五 <sub>年</sub>
二二		三〇、八五〇、三五〇 <sub>円</sub>
二三		二六
二四		一九、三一六、九五〇
		一五、九一六、三〇〇
		二、〇〇〇、〇〇〇
		三、三四七、四五〇
		二、四三八、一〇〇
合計		一二五、七〇六、八五〇

而して右の方法に依て累年發行せられたる整理公債の金額は左表の如し。

明治三十一年二百萬圓の發行を爲したるは、征討費借入金の償還に由る。又之と同時に明治十九年十月より同二十五年七月に至るまで、前後五回普通の募集に依り、三千二十萬四千圓の整理公債を發行したり。而して其際には整理公債取扱順序第九條に據り、應募者に對し現金の代りとして、從來發行に係る六分以上利付の公債證書を以て申込を爲すを得ることとし、之に依て、舊公債と新公債との借換を容易ならしむるを期したり。毎回公債募集の成績を掲ぐるに左の如し。



募集高	發行最低 價格	平均募入 價格	現金實收高	六分以上利付 公債回收高
第一回 一〇、一七九、六五〇 <sub>円</sub>	九八 <sub>円</sub>	九八・〇〇四	一〇、〇〇四、八四四・四〇四 <sub>円</sub>	一七九、六五〇 <sub>円</sub>
第二回 五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇・三〇一	五、〇二五、〇一九・二一七	—
第三回 五、〇一四、三五〇	一〇〇	一〇〇・〇三七	四、九四三、三七六・四一一	八二、八〇〇
第四回 六、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇・〇六九	六、〇〇四、一六四・六二六	—
第五回 四、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一〇〇・〇五五	四、〇〇三、七六六・八三〇	—
合計 三〇、二〇四、〇〇〇			二九、九七一、二〇一・三七八	二六二、四五〇

第一回は十九年十一月、第二回は二十三年二月、第三回は二十四年八月、第四回は二十五年四月、第五回は二十五年七月なり。

次に整理公債條例第七條第二項の規定に據り、政府は歳計整理上、明治二十一年九月整理公債七百五十萬圓を發行し、之を大藏省預金局に引受けしめて、以來隨時整理公債の臨時特別發行を行ひ三十年五月に至るまで、其發行高は千九百八萬九千五十圓に達したり。其詳細左の如し。

發行額	發行價格
二十一年九月十五日	七、五〇〇、〇〇〇 <sub>円</sub>
	一〇〇・〇〇〇 <sub>円</sub>

二十四年五月十六日	二、〇〇〇、〇〇〇	九九・三九
同 七月廿四日	一、〇〇〇、〇〇〇	九九・二九
二十六年四月廿七日	二、〇七一、六〇〇	一〇四・八二
廿八年十一月十四日	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・七〇
二十九年五月廿二日	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・一〇
同 十一月十六日	二、〇一五、〇〇〇	九八・三八
三十年五月十八日	五〇二、五五〇	九八・五〇
合計	一九、〇八九、一五〇	

以上三種の發行に依り、整理公債の總發行高は當初法律に規定したる制限一億七千五百萬圓と爲れり。而して整理公債發行に依る、公債の借換の爲めに、利子支拂高を節約したる計算を見るに、整理償還額に對する、利子年額千六百六十八萬九千九百九十九圓八十四錢九厘に對し、整理起債額に對する利子年額は八百七十五萬圓なるを以て、差引二百九十三萬九千九百九十九圓八十四錢九厘だけ利子支拂に於て、國庫の負擔を節約するを得たるものなり。

斯く政府は公債の整理を行ふと共に、一方には各種の公債に對して、歳計の許す限り、元金の償還



を行ひ、殊に整理公債の發行以來其償還大に歩を進めたるを以て、公債の現在高は其後著しく増加せず、寧ろ人口に割當て、減少の傾を示したり。即ち左の如し。

公債現在高	人口一人當	
一九	二五七、四八二、三一四、五〇	六、六八七
二〇	二六五、三九二、五八二、〇〇	六、七九三
二一	二六〇、〇六八、八一五、五〇	六、五六六
二二	二六〇、〇五三、二一六、〇〇	六、四九〇
二三	二七五、二三六、六六九、五〇	六、八〇四
二四	二七四、六二六、〇〇九、〇〇	六、七四四
二五	二七七、八九四、三一五、五〇	六、七六三
二六	二六六、八一四、八五一、〇〇	六、四四七
二七	二八三、二三六、〇五三、五〇	七、七七四

第二期

明治二十七、八年の日清戰役並に三十七八年に於ける日露戰爭に臨んで、我國は公債を發行し、之に

依て得たる収入を戰時財政の用に供したるか故に、爾來公債高は著しく増加し、明治四十一年十一月末の現在に據るに、内國債十億七千五百四十二萬八千五百七十八圓、外國債十一億六千五百七十萬一千二百二十四圓總計二十二億四千百十二萬九千八百二圓の多きを數ふるに至れり。其内譯を示せば左の如し。

種別	起債額	償還額	未償還額
内國債			
舊公債	一〇、九七、七五 <sub>四</sub>	七、九〇、三六 <sub>二</sub>	三、〇七、三六 <sub>四</sub>
海軍公債	一七、〇〇、〇〇〇	八、七三、三〇〇	八、二六、七〇〇
整理公債	一七五、〇〇〇、〇〇〇	一二、四六、九〇〇	一六二、五三、一〇〇
軍事公債	二四、九〇、七五〇	一一、五四、八〇〇	一三、三四、九五〇
鐵道公債	五八、八六、〇五〇	一〇、二九、三五〇	四八、五七、七〇〇
事業公債	八八、八二、八〇〇	一四、五二、五〇〇	七四、三〇、三〇〇
北海道鐵道公債	四、四三、六五〇	一、五二、三五〇	四、二五、三〇〇
五分利公債	三、三三、七〇〇	八六六、九〇〇	三、三三、七〇〇
臺灣事業公債			
合計			



祿高整理公債	二六六、一五〇	三三、六〇〇	二六一、五五〇
舊鐵道會社債務整理公債	一八、三四七、三五〇	—	一八、三四七、三五〇
鐵道買收公債	五四、〇四四、五五〇	—	五四、〇四四、五五〇
國庫債券整理公債	三一、〇〇一、一五〇	—	三一、〇〇一、一五〇
臨時事件公債	三〇、四〇七、〇〇〇	九、七八、五〇〇	三〇、六六八、五〇〇
臺灣事業公債	一一〇、八三五	—	一一〇、八三五
第一回國庫債券	九六、九七七、五七五	七〇、五五五、二五〇	二六、四二二、三二五
第二回國庫債券	九八、八七六、六五〇	—	九八、八七六、六五〇
第三回國庫債券	七七、四八〇、七二五	—	七七、四八〇、七二五
煙草專賣法國庫債券	一四、二八二、八〇〇	—	一四、二八二、八〇〇
舊京釜鐵道社債	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇
舊北越鐵道社債	四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇
舊總武鐵道社債	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇
舊總武鐵道社債	六〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇

舊七尾鐵道社債	同	—	四〇〇、〇〇〇
舊關西鐵道社債	同	—	四二、九三〇
合 計	一、三三七、二四六、三九〇	一五二、八七七、八二二	一、〇七五、四八八、五七八

外 國 債

鐵道公債	一七、五七七、七五〇	—	一七、五七七、七五〇
第一回四分利付英貨公債	七八、〇五二、二五〇	—	七八、〇五二、二五〇
北海道鐵道公債	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇
第一回四分利付英貨公債	二九二、八九〇、〇〇〇	九七六	二九二、八八九、〇二四
第二回四分利付英貨公債	二九二、八九〇、〇〇〇	—	二九二、八九〇、〇〇〇
第二回四分利付英貨公債	二四四、〇七五、〇〇〇	—	二四四、〇七五、〇〇〇
五分利付英貨公債	二三四、五四九、〇〇〇	—	二三四、五四九、〇〇〇
舊北海道炭礦鐵道社債	三、九〇五、二〇〇	—	三、九〇五、二〇〇
舊關西鐵道社債	九、七六三、〇〇〇	—	九、七六三、〇〇〇
合 計	一、一六五、七〇二、二〇〇	九七六	一、一六五、七〇二、二〇〇



總

計

二、三九二、九四八、五九〇

一五、八八八、七八八

二、四二二、二九八、八〇二

舊公債、海軍公債、整理公債等に就ては、既に説明したるを以て之を略し、以下他の公債に就て説明する所ある可し。

### 第一、軍事公債

軍事公債は明治二十七八年日清戦争の初期に際して、發行せられたるものなり。始め政府は二十七年十月議會に於て、一億五千萬圓の軍事費に對し、翌年二月更に一億圓の軍事費に對して、承認を得、而して是等經費に要する財源を得る爲め、明治二十七年より二十九年に至る間、前後三回軍事公債を發行し、八千九百九十九萬六千五百圓の收入を實收したり。即ち第一回は發行高三千萬圓、發行價格百、利率五分とし、第二回は發行額五千萬圓、發行價格九十五、利率五分とし、第三回は發行高一千萬圓、發行價格、利率は共に第二回と同一とし、而して第一回の應募は發行高の二倍六、第二回の應募は其一倍八に上れり、又是等の外に、日本銀行に引受交付したる公債は三千五百萬圓にして、軍事公債の總額は一億二千五百萬圓に上ることゝ爲れり。但し大藏省預金部の所有に係れる軍事公債の内、四千三百萬圓は、明治三十一年額面千圓に對する百二磅の割合を以て、政府より倫敦のシンヂケートに賣却せられたり。

### 第二、帝國五分利付公債

帝國五分利付公債が鐵道公債以下數種より成ること、前掲の表に明なるか如し。鐵道公債は鐵道敷設法に據る、鐵道線路完成の爲めに發行せられたる公債にして、既に曩に説明したる所なり。

事業公債は官設鐵道の改良、北海道鐵道の敷設、製鐵所創立、電話業擴張、葉煙草專賣實施、陸海軍擴張等日清戦争後必要なる事業の經費に充つる爲めに、發行せられたるものにして、總額二億三百五十萬圓を限りとしたり。

北海道鐵道公債は明治三十年北海道鐵道敷設法に據り、同道の鐵道敷設の爲めに發行せられたるものにして、發行高を三千三百萬圓とし、漸次發行することゝしたり。

鐵道公債、事業公債並に北海道鐵道公債は、明治三十一年に七千九百二十九萬二千二十八圓、明治三十二年に二千九十六萬六千八百五十一圓、合計一億二十五萬八千八百七十九圓を發行する計畫なりしか、當時金融市場の狀況は到底斯る發行を許さず。茲に於てか、政府は外國市場に其發行を試みんとし、明治三十二年倫敦市場に一千萬磅を發行し、之を帝國四分利付英貨公債と稱したり。而して尙ほ明治三十五年九月是等公債の内、預金部の所有に係る五千萬圓を千圓に付き、百二磅一志八片の割合にて、倫敦市場に賣却したり。



臺灣事業公債は臺灣を南北に貫通する鐵道の敷設、土地の丈量調査の如き、同島開發の爲めに必要なる事業を遂行するの目的を以て發行せられたるものにして、發行高を七千三百五十萬圓に限り、明治三十二年以來漸次發行することゝしたり。

舊鐵道會社債務整理公債は、私設鐵道會社にして、政府に買收せられたるもの、内、其負へる債務を償還する爲めに發行せられたるもの、又鐵道買收公債は鐵道國有法並に京釜鐵道國有法に據り、内國の鐵道並に京釜鐵道を買收する爲めに發行せられたるものなり。即ち公債の交付は鐵道買收の日より一般の鐵道に於ては、五箇年内に、京釜鐵道に於ては、二箇年内に之を爲すの規定なりしか、政府は此規定に據り、明治四十一年三月三十一日を以て、北海道炭礦鐵道會社に三千九十九萬七千百圓同年六月三十日を以て京釜鐵道會社に二千十二萬三千八百圓を交付したるものなり。

第三、國庫債券

日露戰時財政の必要に應ずる爲め、政府は戰爭の破裂より明治三十八年四月に至るまで、内國市場に前後五回國庫債券を發行したり。其時期並に條件を掲ぐるに左の如し。

發行期	發行額	發行價格	利率	償還期限
第一回	三七年二月 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	九五	五 <sup>分</sup>	明治四十一年まで

第二回	同 五月 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九二	五同	四十三年まで
第三回	同 十一月 八〇、〇〇〇、〇〇〇	九二	五同	四十四年まで
第四回	三八年三月 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	六同	四十五年八月まで
第五回	同 四月 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	六同	十月まで

是等國庫債券の内、第四回并に第五回發行に係る分二億圓は、明治三十九年七月并に八月四分利付英貨公債の收入に依て償還せられたり。而して明治四十一年に償還せらる可き、第一回國庫債券に對しては、政府は四十一年十二月二十五日を以て其償還を行ふことゝしたれども、尙ほ期限前に於ても割引の方法を以て、數回に分割して、償還するの創案を企て、此計畫の下に四十一年四月以來數次に分ちて償還を行ふと共に、別に國庫債券整理規程なるものを定め、政府は明治三十七年法律第一號に據り、國庫債券整理公債を發行し、第一回國庫債券と引換に之を其提出者に交付し、以て公債借換を行ふの道を開くことゝしたり。

第四、各種の外國債

(a) 明治三十二年四分利付英貨公債。鐵道建設、官設鐵道の改良、北海道鐵道の建設、製鋼所設立、電話業擴張、葉煙草專賣資金等に充つる爲め、政府は明治三十三年六月額面百磅に對し、價格九十の



割合を以て、一千萬磅の公債を倫敦市場に發行し、元金は同年より十箇年据置、以後四十五年内に便宜償還することゝしたり。三十二年四分利付英貨公債なるもの即ち是れなり。

(b) 明治三十八年四分五厘利付英貨公債。日露戦争に際し、政府は軍事費の支辨に應ずる目的を以て、六分利付并に四分五厘利付の英貨公債を發行したり。前者は既に償還整理せられたるを以て、之を措き、後者に就て論せんに、第一回の四分五厘利付英貨公債三千萬磅は、明治三十八年三月同年の法律第十二號并に勅令第七十八號に據り、倫敦并に紐育兩市場に於て、額面價格に對し九十磅の割合を以て發行せられ、元金は明治四十三年二月十四日まで据置、明治四十八年二月十五日までに償還せらるゝ規定にして、煙草專賣の純益を以て、其擔保に充てたり。

第二回四分五厘利付英貨公債三千萬磅は、明治三十八年勅令第九十四并に百九十五號に據り、同年七月倫敦紐育并に獨逸に於て發行せられ、發行價格は額面に對して九十、元金は明治四十三年七月九日まで据置、明治五十八年七月十日までに適宜償還するの豫定にして、煙草專賣の純益を以て、其擔保に充てたり。

(c) 明治三十八年四分利付英貨公債。此公債は第四回并に第五回の國庫債券を整理償還する爲め、政府が明治三十八年十一月を以て、明治三十七年法律第一號、明治三十八年法律第十二號、同年勅令

第二百四十一號に據り、倫敦、巴里、紐育并に獨逸に發行したる、二千五百萬磅にして、額面に對して九十を以て發行價格とし、元金は明治五十三年十二月三十一日まで据置、其後明治六十四年一月一日までに、便宜償還するの定めなり。

(d) 明治四十年五分利付英貨公債。政府は明治三十七年發行の六分利付英貨公債二千二百萬磅を整理償還する爲め、明治四十年三月を以て、明治三十七年の法律第一號、明治三十八年の法律第十二號、明治四十年の勅令第二十三號に據り、倫敦、巴里兩市場に五分利付の英貨公債二千三百萬磅を發行したり。發行價格は額面に對し、九十九磅十志の割合、又元金は明治五十四年三月十一日まで据置、明治七十九年三月十二日まで便宜償還する規定にして、此公債の収入は六分利付英貨公債の償還に充てられたり。

#### 第五、臨時事件公債。

臨時事件公債二億圓は、追加軍事費に應ずる爲め、特別帝國五分利付公債なる名稱の下に、明治三十九年内國市場に價格九十五を以て發行せられ、五箇年据置、其後二十五年内に償還することゝし、尙ほ此外に軍人文官恩賞の爲めに發行せられたる公債は四十一年末に於て、一億一千七十三萬三千九百五十圓に達したり。



以上挙げたる軍事費支辨の爲めに發行せられたる公債、並に國庫債券の利子には總て所得税を免除し、之に依て公債時價の上進を期したり。

最後に大藏省證券に就て一言せんに、明治四十二年の當時此證券には、其發生の由來に於て三種の區別を存したることに注意せざる可からず。第一は普通の大藏省證券にして、明治十八年の大藏省證券條例に據り、會計年度内に發生する歳計上一時の收入不足に應ずるを目的とし、其發行高は毎年豫め議會の協賛を経ざる可からず。證券は無記名利札付、十二箇月以内償還にして、割引にて發行するを得。第二は臨時事件費の支辨に關する法律に據り、臨時事件費に於ける一時の收入不足に應ずる爲めに發行せらるゝものにして、此法律に於て、斯る經費に關して定められたる年度内に償還するを要す。第三は煙草專賣並に製鐵所の運轉資本に於ける不足を補ふ爲めに發行せらるゝものにして、是等は次の會計年度内に償還するを要す。

前述の如く、日露戰爭に關する臨時費は多く、公債の收入に依て支辨せられたるか故に、戦後公債の現在高は著しく増加したり、隨て之れに對して確乎たる償還の方法なかる可からざるの理由に基き政府は明治三十九年度國債整理基金特別會計法なるものを制定し、左の諸項を定めたり。

第一、國債整理基金を置き、其歲出歲入は一般の會計と區別すること。

第二、國債整理基金に充つ可き資金は毎年度一般會計より之を國債整理基金特別會計に繰入る。但し其資金中、明治三十七八年戰役に關する經費支辨の爲め發行したる、公債及び其借換の爲めに發行したる、公債に關する分は年額一億一千萬圓を下るを得ること。

第三、國債整理基金は金銀地金及び有價證券を以て、之を保有し、其他有利且つ確實なる方法を以て運用するを得ること。

第四、政府は計算上有利なりと認むるときは、國債借換の爲め、低利の國債を募集し、額面以上にも買入銷却を爲すを得ること。

以上の計畫に據り、戦時の公債は約三十年間に償還せらるゝ豫定にして、政府は致々として整理基金の運用を試みつゝあれども、戦後公債の時價は著く下落し、單に整理公債に就て、戦前と戦後とを比較するも、其相場に左の如き高低の變動あり。

	最高	最低	最高	最低
三〇年	一〇一、六五	九一、九〇	三三、三	九五、三二
三一	九六	八八、二〇	三四	九〇、七〇
三二	一〇〇、四六	九三、一二	三五	九二、五〇
				八六、七五



三六	九五、四〇	九〇、二〇	三九	九六、五〇	八九、五〇
三七	九〇、〇〇	八三、二〇	四〇	九二	八三、六〇
三八	九二、八〇	八一、五五			

斯く公債の時價に低落を來したるを以て、之を恢復する方法は政府の最も苦心する所にして、從來種々の手段を講じて已ます。其重なるものを類別掲記すれば、左の如し。

第一、公債證書の融通に関するもの。

- (イ) 租税其他歳入金代用。元金支拂期の開始したる、無記名國債證券、利子支拂期の開始したる無記名國債證券利札は租税其他歳入金の一部に代用するを得。(明治三八年二月勅令第三四號) (同年同月大藏省令第七號)
- (ロ) 郵便貯金代用。元金支拂期の開始したる無記名國債證券、利子支拂期の開始したる無記名國債證券利札は郵便貯金に代用預入するを得。(明治三八年五月通信省告示第五三二號)
- (ハ) 保證金其他の擔保充用。官廳公署に對する身元保證其他の擔保は各法令の規定に據り國債證券を以て充用する得。
- (ニ) 分割併合の自由。國債證券の所有者は各種證券に就て規定したる額面金額の種類に従ひ、證券の分割又は併合を請求するを得。(明治三九年一月) (大藏省令第二號)

(ホ) 郵便官署に於ける購入保管。整理、軍事、帝國五分利公債、國庫債券は貯金預け人の請求に據り、郵便官署に於て購入保管を爲し、尙ほ其賣却を取扱ふ。(明治三八年二月郵便貯金法第六條) (號同年五月郵便貯金規則第五章)

(ヘ) 日本銀行の擔保貸出。日本銀行は公債を擔保として資金を貸出し、又は之を見返品として、手形の割引を爲すときには時の最低歩合に據る。

(イ) 公債利子に對する所得税の免除。軍備補充並に臨時事件費支辨の爲め發行したる、國債證券の利子には所得税を免除す。(明治三八年二月) (法律第一九號)

前項以外の國債證券の利子所得には、非常特別税法に據る、所得税の増率を加へす。

(ロ) 取引所課税免除。國債證券の賣買取引には取引所税並に非常特別税を課せず。(明治三九年三月) (法律第一二號)

(ハ) 登録税免除。國債の登録には登録税を課せず。(明治三九年四月) (法律第三五號)

三、公債價格計算に関するもの

(イ) 債權價格の計算。軍備補充並に臨時事件費支辨の爲め、發行したる國債證券には、其最低價格を以て、債權の價格として計算するを得。(明治三八年二月) (法律第二〇號)

(ロ) 擔保價格の計算。軍備補充並に臨時事件費支辨の爲め、發行したる國債證券を政府に納む可き保證金、其他の擔保に充てんとするときは、其最低發行價格に依り、保證價格を算定するを得。



得。(明治三十八年一月)

(勅令第三〇號)

而して政府は更に以上の趣意を擴張し、明治四十一年十一月十一日勅令第二百八十七號を以て政府に納む可き保證金其他の擔保に充用する國債の價格は、其債權金額を以て之に充つることとし、同時に明治三十八年勅令第二十號を廢止し、總ての公債に對し、其額面價格を以て、保證擔保に充てしむるを得ることとしたり。然も斯る策略に依て、我國公債の時價は敢て騰貴せず、依然として額面價格を下ること多きに於ては、其恢復を謀るには別に確乎たる政策のなかる可からざるは論を俟たざるなり。

其後政府は明治四十二年國債利子に對する所得税を免除し、財政上に於て非募債主義を聲明し、減債基金繰入高を増加する等一意公債の市價を騰貴せしむるの政策を講じたるを以て、其結果は漸く實際に現はれ、四十三年初に於ては各種五分利付の公債市價の額面を超過するに至れり。茲に於てか同年二月五分利付公債を四分利付に借換へ、以て公債整理の實效を收めんとしたり。即ち當時存在したる内國債にして、既に据置年限を経過し、若しくは据置年限に何等の規定を存せざるものは、五億八千九百四萬九千六百三十五圓に上り、而して政府は先づ其一億圓を借換へ、續いて同額の借換を行はんとし、第一回、第二回共に、利率四分、据置年限十箇年、据置後五十箇年内償還、最低發行價格九十五の條件を定め、五分利公債を以て新公債の拂込に代用する者には、種々の便宜を與へて、以て乘

替應募の行はれんことを獎勵し、一方には郵便貯金並に大藏省預金利子を引下げ、又日本銀行をして金利歩合を引下げしめ(三月七日を以て日本銀行の一厘方各種金利歩合を引下く)百方借換計畫の遂行を期し、更に明治四十三年四月佛國巴里に於て四分利付佛貨公債四億五千萬法を發行し、其收入を以て五分利公債の償還に充て、翌五月四分利付英貨公債千百萬鎊を倫敦市場に發行し、往年裏書公債として外國に賣出したる軍事公債四千三百萬圓並に帝國五分利公債五千萬圓の償還を行ひ、一方に減債基金法に依る償還亦歩を進め、据置年限の到來したる五分利公債は總て之を借換へ、公債整理の一段落を告げたり。大正元年八月末日に於ける公債現在高は左の如し。

内國債	利率	現在高
舊 公 債	—	二、一九四、五四五 <sub>円</sub>
鐵道公債	五分	五、五八八、九〇〇
事業公債	五	一〇、八三一、四〇〇
北海道鐵道公債	五	八一、一五〇
臺灣事業公債	五	三八五、六五〇
祿高整理公債	五	一一六、八五〇



舊鐵道會社債務整理公債	五	二七、六八三、八五〇
沖繩縣諸祿公債	五	一、六三五、七〇〇
救恤公債	五	九七八、三〇〇
製鹽地整理公債	五	二、四二五、八〇〇
鐵道買收公債	五	四六七、〇四五、二〇〇
國庫債券整理公債	五	二九、四一五、〇五〇
臨時事件公債	五	二三九、八八八、四〇〇
恩賜公債	五	二九、八二六、〇〇〇
四分利公債	四	一七六、一一九、〇〇〇
第一回	四	九九、九八二、七〇〇
第二回	四	一五〇、〇〇〇
舊總武鐵道社債	七	一、〇〇〇、〇〇〇
舊韓國起業公債	七	一一六、八二五
同導掌賜金公債	五	一、〇九六、一九五、三二〇
小計		

外國債

鐵道公債	四	一七、五七七、七五〇
第一回	四	七八、〇五二、二五〇
事業公債	四	二、〇〇〇、〇〇〇
四分利	四	二八五、四五七、二四七、七
英貨	四	二八五、五六〇、三三〇、一二
英貨公債	四	二四四、〇七三、四七四、四
第一回	四	二四四、五四六、〇七一、一
第二回	四	一七四、一四九、八〇六、五
五分利英貨公債	五	一〇七、三九三、〇〇〇
五分利佛貨公債	四	三、九〇五、二〇〇
第三回四分利英貨公債	四	九、七六二、〇〇〇
舊北海道炭鐵道社債	五	一、四三二、五六七、七〇二、八二
舊關西鐵道社債	四	二、五二八、七六三、〇二二、八二
小計		



即ち我國は公債整理に力を盡したりと雖も、未だ著しく公債の負擔を減却するに足らず。内外債共に増加し、殊に外國債に依て内國債を償還したる結果として、外國債の増加著しきものあり。而して此外に常に大藏省證券、帝國鐵道證券、官業運轉資本補足に要する、融通證券等の形態に於て、多額の流動公債存在するに於ては、公債整理の實果して那邊に在るやを認むる能はず。況や政府が公債借換の爲めに、發行したる四分利付公債に對しては、始め發行初年度に於ける利廻を高率に置き、所得税を廢止し、發行後二年間引受銀行の公債を市場に賣却することを制限し、百方市價を維持するに勉めたりと雖も、四分債の市價は滔々低落し、發行價格に比較して、十圓の下落を來したるか故に、政府は財政上公債募集の必要に接するも四分利標準を打破せざる限り、募集の目的を達する能はざるの窮境に立つに至れり。公債整理は借換公債に對する應募の有無を以て、其成敗を斷する能はず、借換の爲めに發行したる新公債の市場に於ける聲價を標準とす可きものなる以上は、我國の公債借換は、全然失敗の評を免かる可からざるなり。

## 第五章 豫算及び決算

坂谷博士は我國有數の財政學者にして、殊に身親しく財政の局に當りたる人也。往々難解なりと稱せらるゝ我國の豫算決算を説明するに於て、男に優りて適當の人あるへからず。今其承諾を経て左に其豫算論を掲載す。(日本經濟論第五五六頁以下)

### 豫算論

#### 一 豫算編成問題

豫算論と云へば、甚だ廣いことであるか、茲には主として日本の豫算編成のことに就て話さうと思ふ。それで近頃は豫算のことか大變世人の注意する所となつた。殊に憲法が實施せられてから、豫算と云ふものは、毎年議會の大問題であつて、従つて世人が豫算のことに注目することは以前に比すれば、甚だ深くなつて居る。夫れに就ては我國の豫算といふものかどう云ふ風に編成せられて居るか、と云ふことを知ることが必要たらうと思ふ。余は日本の豫算の編成のことは、永らくの間從事して



居た、今日迄の豫算は、随分従前より着々改良をしたのである、併し乍ら今日の豫算に至るには、また余か豫算に係せぬ以前から起源を持つて居るので、少しく其起源に遡つて話をしなければならぬ

## 二 明治初年の豫算編成と井上澁澤二氏の運動

日本に於て豫算のことか、始めて政治家の問題に上つたのは、明治六年からのことである。其以前に於て豫算のことはとうてあつたかと云ふと、先づ豫算と云ふものはなかつたと云つても宜しい、即ち明治元年維新以來、明治六年迄の間と云ふものは、先づ世の中か太平と云ふ譯に行かない。維新の戦争か済んでも、未だ藩と云ふものか成立つて居つた。其藩の廢せられたのは、明治四年の七月であるか、それまでは政府の財政はとう云ふことに落付くか、少しも目當か立たぬ。當時の政治家も財政のことに付きて、大に心配したことであつて、到底財政の基礎と云ふものか立たぬ以上は、明治政府の運命も覺束ないものであるといふことを、苛く憂へた、夫れ故に大藏省に於ては頻りに豫算を立てると云ふことを主張した、即ち今の太政大臣井上侯、それから澁澤男等の人々か豫算を立てなければ將來政府の運命はとう落ち付くか分らぬといふことに付いて、大いに苦心したのである。此豫算の始めて稍々出來たのは、明治六年であつて、其時に大藏省に職を執つて居たのか井上侯、澁澤男、此の二

氏が政府の歳入か幾らと、計算を立て、其内から政府の歳費を定めて行くと云ふ、計畫を立てた、然る所當時に於ては、維新草創の際に、却々豫算で各省の事務を制限すると云ふ思想が發達しない時であつたからして、それは大藏省か途方もない、窮屈なことを云ふ、さういふ風に歳出を制限するのは、明治政府の發達を止むるものであるから、さう云ふことをして貰つては困ると云ふのか、他の各省の苦情であつたか、井上侯か例の果斷家であるから、歳入を量らすして、歳出をすると云ふことは出來ぬと云ふことを主張せられた、終に非常な議論の末、故の參議大久保利通君か其事を太政官にあつて仲裁せられて、さうとうも、歳出を限ると云ふことは宜しくあるまい、先づ此處は事務を擴張した方が宜からうと云ふことと、井上澁澤の二氏の計畫か破れた。其處で井上澁澤二氏は大に憤激して彼の有名なる建白書を作つて、それを太政大臣三條實美公に呈して、即日辭表を出して立去つた。其建白書は日新眞事誌と云ふものに井上氏が投書し、日新眞事誌に掲載になつた、其中にどう云ふことか云つてあつたかと云ふと、どうも明治政府の財政の立て方が甚た宜しくない、入る事を量らすして出ることか爲すから、到底歳入を以つて歳出を維持することか出來ぬ、段々と頭か膨れて尻尾の方が收縮すると云ふ事で、事務は大變擴かるけれども、財力か續かぬから、終には倒れて終はなければならぬ、即ち明治六年の一年の歳入に於ても、巨萬の歳入不足を生ずると云ふことかあつた。そこで世



論か八釜敷なつて、また明治六年のことで、王政維新後、政府の信用は薄いのには、大藏省の當局者からさういふ建言が出たから、政府の運命が覺束ないと云ふので、大變議論が沸騰したのである。

### 三 我が國豫算の初めは大隈伯の作成せる歳入歳出見込會計表也

其處で政府に於ては、之は捨て置き難いことである、何ても此の建言書の事實を打消さなければならぬと云ふことから、遂に今の大隈伯が財政の調へを命せられて、それから二三週間の中に再び財政の調へか着いて、歳入と歳出とを對照して、明治六年歳入歳出見込會計表と云ふものを作つて政府に提出せられた。其見込會計表に依ると、前の井上澁澤二氏の建白は、事實を誤つたものである、政府の歳入歳出は、決して危険なるものでない、却つて巨萬の剩餘を生ずると云ふ辨駁であつた。其處で政府は前の井上澁澤二氏の建言を打消す爲めに、見込會計表と云ふものを新聞に掲載して、之を世間に示した。之か我が國の豫算と云ふもの、起つた始めて、夫れより後は毎年見込會計表を政府が作つて、新聞に出すと云ふことになつたのである。其處で——乍併此の見込會計表と云ふものは、不完全なもので、唯歳入か幾らに歳出か幾らと云ふ、大さつには計算を示す爲に出来上つたのである。乍併豫算と云ふものを人民に示すと云ふことの考へと云ふものは、之から段々と發達して來る様になつたのである。

之を各國の例に照して考へると、却々政府が會計を公にすることは、他國ではやつて居らぬ、血を流し屍を原野に曝して非常な騷動があつて、憲法が出来て、それから政府の歳計を示すと云ふことかあつた。我が國の如く、奇妙な一二の政治家の争ひから發達して來たのは、甚だ日本の爲めに幸福なことになつて、夫れ以來必ず豫算と云ふものは、人民に示さなければならぬと云ふことになつて來た。所か其始めに於ては、單に豫算と云ふものを作つたに止つたので、未だ決算を示すと云ふことの考へはなかつた。

### 四 決算規則の發布と會計検査院の設立

然る所豫算を作つて見ると、其結果かどうなつたかと云ふことは、必ず人民か知りたい、又政府の當局者に於ても、唯豫算はかうであるかと云ふことを廣告して、其後は知らぬといふ譯には行かぬ。其處で決算といふものを序に示すこととなつた。即ち明治十一年に決算規則といふものか出来て、決算と云ふものを世の中に示すと云ふことに成つて來た。其處で豫算決算と云ふものか出来たに就きて、段々と夫れに附屬した會計規則といふものか、自然と必要になつて來て、遂に明治十四年に至つて、會計法か出来た。其會計法か出来たに就いて、會計検査院と云ふものを置かれ、會計検査院の規則と



云ふものか出来て来ると云ふと、それから段々會計の監督方法が發達して来た。其後明治十八年に至つて豫算條規と云ふものか出来て、續いて歳入歳出の出納條規が出来ズツト進んで明治廿二年に今日の會計法が出来て、遂に憲法と共に明治二十二年二月十一日に發せられたのである。其處で豫算の性質から云うと、段々と年月を重ねるに従つて、其性質が善くなつて来て居るか、殊に明治二十二年の會計法實施後の豫算と實施前の豫算とは、大變性質が違つて来て居る。

### 五 不完全極る豫算決算

今云つた明治六年に出来た、豫算及其後に出来た決算は、不完全なものであつて、決算に至ると大變喰違つて居る。豫算と決算とは宛て同じ物と見へぬ形になつて居ると云ふものは、唯豫算と云ふものは、一の計畫であつて、標準とする計畫書で、其後に豫算を増減する、或は又一方の費用に向けたものを、他の費用に向けると云ふ流用したものであるから、先に作つた豫算は、形と精神を失つたもので、決算の時に至つて新たなものか出来て来る、かう云ふ形であつた。夫れか段々と引縮つて、来て、明治十四年會計法の時分の決算と豫算とは、稍々形を同ふすることになつて来た。それか十八年の豫算條規で以つて、一層決算と豫算か形を等しくしなければならぬと云ふことか、強くなつて来た

か、今日の豫算に比すれば、同等のものではないと云ふ者は、議會と云ふ監督者が無いから、とうしても、其時の事情に迫まれて、豫算か決算までには大變形を變へて来ることを免れぬ。或る大臣か企てた事業か、其大臣か代ると此の金は斯う云ふ風に使ふか宜いと云ふ新工夫か出来て来て、又大臣か代ると又新工夫か出ると云ふので、工夫か變る毎に、豫算は以前とは性質を變へて来なければならぬ。又一方に餘つた金を他の方に使ふと云ふ、流用増減と云ふものか、議會の監督かない以上は、十分な制限か出来ない處から、今日に至つて夫等の點と云ふものか宜しくなつて来て居るのである。

### 六 會計法實施前と今日の豫算の收入計算

其處で今日の豫算と會計法實施前の豫算を比較して見まして、何の點か違つて居るかと云ふことを見ると、第一に收入と支出と云ふものか、以前の計算には悉皆は載つて居らぬものかある。然る所今日の豫算には、收支か一切載せてある。是か大變の違ひで、従前は種々の特別の金かあつて、其金の收入支出か別になつて居るから、豫算か出ても豫算に載つて居らぬ、然る處今日の組織に依ると、一切の入金出金か載つて居る。是は會計の上で最も大切な事で、臍繰金を残すことは一個人の婆さんなとには善いことであるか、政府の會計に臍繰金かあるのは宜くないので、残らすの入金出金か一の計



算表で始終見へて居る、議會にも公衆にも見へて居る、誰でも何時でも見へる様に作つて置かなければならぬ。さうすると、臍線金を作る方が經濟になることかあるか知れぬか、其代りに不經濟になることもあるから、とうしても、斯う云ふ風に少しは窮屈の事かあつても収入支出を一つの計算書に纏めることにしなければならぬ。例へは差し繼ぎと云ふことか以前にはあつたか、是れは一つの會計上の言葉であるか、譬へて見ると政府か一つの普請を命する、例へは大學の講義室を建て直すことを命する、即ち二萬圓掛るとしたるときに、古い材木を例へは二三千圓で御前にやるから、それを一萬七千圓で引受けると云ふ事を命する、さうすると、政府の豫算には一萬七千圓の歳出か載つて居るか、三千圓は差し繼ぎになつて居る、以前にはさう云ふことになつて居つたものを、差し繼いでそれか載つて居たか、それも弊か生ずるから、今では、二萬圓掛れば二萬圓は出に付いて居る、三千圓に賣れば三千圓は歳入になつて居る、即ち歳入に三千圓歳出に二萬圓とある。以前のやり方は、一萬七千圓でやることか出来る、一寸世人か見ると、割合に豫算は安く出来ること云ふ様に見へるか、計算のやり方が今日の方が大變宜い、財政の締め括りに大變都合か好い。其代り面倒なのは一旦取つて又やるから帳面を繰り出して見なければならぬ、其面倒であるに拘らず、會計を判然するには其方が宜い、収入と支出か兩方一つの豫算に因ると云ふことか、今日と以前と異つて居る。

### 七 特別金の收支と流用

従つて第一に特別金と云ふものか大變嚴重になつて居ると云ふことか生ずる、特別金と云ふと、臍線金見た様な譯であるか、詰り此の豫算に入れないで、各省銘々に古椅子を賣つた代とか「ランプ」を賣つた代を溜めて私に使ふ、之は便利なものて内證の運動費などには都合か宜いか知らぬか、さういふものは非常に弊かあるから、特別金は一切ならぬと、成つて居る、會計法でさうなつて居る、而して特別金の是非必要なものは、法律若くは勅命で定めなければならぬことになつて居る。だから今日特別金は紙幣交換基本とか、備荒貯蓄金と云ふもの、外、特別金はないのみならず、其特別金の收支も一つの豫算に纏つて居る。それから第三に流用と云ふことか一切出来ない。以前は俸給に貰つた金を旅費に使ふ、俸給で金か餘つたから旅費に用ふるとか出来た、以前は旅行か官吏の賞與になつて居つた様なもので、一度旅行すると新調の洋服や、時計か出来たと云ふ位、それに就いて、是非旅費規則を置くことにした方かよからうと云つて嚴重にした。今日は中々自腹を切らぬと旅宿屋の茶代か拂へない、今日官吏の旅行は、雨降に宿屋から乗つては、賃か足らぬ、途中から乗らぬと足らぬやうになつた。之は少し極端に走つたので、之では官吏の體面を汚すと云ふ攻撃を受けた位で、さう云ふ風



に旅費の額が減して居るのみならず、又俸給の餘つたのは旅費に使ふ事が出来ぬのである。とうしても出来ぬ様に科目を細くしてある。甲の科目を乙の科目に使ふことが出来ぬことにして仕舞つた。以前はそれか出来たものであるから、とうしても豫算を定めた金を彼地此地と流用して仕舞つた、今日は絶對的に出来ぬと云ふことになつて居るのである。

#### 八 繰り越しと臨時増額に就て

それから又繰越しと云ふ者か、以前と今日と違つて居る。以前では豫算を設けて置いて、今年出来ぬと來年に自由に之を繰越し、一つの年度から他の年度に金を以つて行くことをくり越しと云ふ。例へば講堂を建築するに二萬圓豫算にして、之か半分しか出来なかつた、一萬圓しか出来なかつた、一萬圓は來年に持つて行つて使ふのを繰越しと云ふ。之は以前には出来た。所か今度の會計法では、特に法律で、示した外は出来ぬとなつて居るのであるから、爲さなくつても宜い工事を、年度の末になつて始める。此の金を大藏省に返しても仕方ないから、建て増してもしやうてはないかと云ふことと家を建てる、之は繰越か禁してあれば出来ぬ。今日では繰越しするのは是々と云ふ様に、法律に指定してあるから、自由に繰越すと云つても法律は許さぬ。それから第四に暫時の増額と云ふこ

とか出来なくなつた。是れか即ち大變に悪い話であつて、豫算の定まつた後に、斯う云ふことが起るあ、云ふことが起ると云ふと、臨時に金を増すことは、以前は多く有つたものであるから、豫算と決算とか違ふものか出来た。所か臨時の増額は、今日は一切出来ぬ、議會の協賛を経なければ一切出来ぬと云ふことになつたか、併し今日茲に一の問題か起つたのは、剩餘金支出で、剩餘金から政府か水害の土木費等に支出することである。之は世人の知る如くに岐阜愛知の震災事件の時に、政府か剩餘金支出を爲し、事後承諾を議會に求めた。議會に於ては憲法違反と云ふ議論があつたか、其議論か決せぬ中に議會か解散になつた。第三議會か召集されて、第三議會に於ては、憲法違反にあらず、即ち正當と決した。然るに第四期の議會に於て明治二十四年度に屬する十九萬圓の剩餘金の支出に對し不承諾の決議をなした。其決議に依ると、十九萬圓の支出は事由は正當と認めるか、手續か憲法違反であるから承諾を與へない。剩餘金支出と云ふことに就いて、議會では、憲法違反と云ふ議決と、憲法違反にあらずと云ふ議決と、二通り慣例か出来て居る。之には餘程議論のある事であつて、憲法義解の第六十四條を讀んで見ると、さうて無く書いてある。彼の憲法義解は種々の學者か寄つて批評したと言ふことを覚えて居るか、其當時其事に就きて論かあつて、即ち憲法第六十九條備荒金と云ふもの、第六十四條の一項に限つて居るか居らぬかと云ふことに就きては、其憲法義解を批評した學者の間に



も大變論があつたさうである、詰り六十四條の所を見ると廣い意味の様に書いてある。要するに剩餘金支出と云ふことは、一の疑問であつて、學問上からはとうても理窟か付かう、併し憲法の實際の解釋は斯うたと云ふことは、一の慣例が出来なければ定まらぬ。會計の上から云ふと、剩餘金支出は出來ぬと云ふことに定まると大變都合が宜い、政治を行ふ人には、窮屈になるか知れないけれども、金を餘す方には都合が宜い解釋になる。此解釋は何れに決するか、其當否は此處に論せぬ、其處で剩餘金支出か出來ることに假りに決すると、其他に増額は一切出來ぬことになつて居る。

### 九 過年度支出

それから又過年度の支出と云ふことは、以前と今日と異つて居る。過年度の支出と云ふのは、其年度以前の費用を其年度に於て使ふのを過年度と云ふ。其の事は以前は一向制限がなかつた所か、今日の會計規則に依ると云ふと、過年度の支出はきちんと豫算を制限せられて、妄りに過年度と云ふ名義を以つて仕拂をなすことを許さない、斯う云ふ風に今日の豫算といふものは大層窮屈になつて居る。其窮屈にしたことに就いて、攻撃があるならば、余等は其一部の責を負はなければならぬ連中の一人である。それは極く巧みに仕事をやる方から考へると、昔の會計法が宜いかも知れない、併し善いこ

とが出来ると悪いことか出来るかと云ふのは、是非伴ふから、政府の會計の様な大きな身代は、大勢か寄つてやるのであるから、成るべくさういふ自在に行はれぬのか却つて經濟になるであらうと云ふ考へを余等は持つて居る。其處で先づ従前の豫算と今日の豫算との性質が違ふと云ふのは、今云つた通りである。

### 一〇 歳入と歳出との計算は如何にして編成するか

特に此處に話して置かなければならぬのは、剩餘金の計算である、之は全體とう云ふことかと云ふことから話さなければならぬ。會計の上に於て剩餘金と云ふのは、政府の出納官吏か受取つた金と、出納官吏か掛つた所の金即ち仕拂命令を受けて拂つた金と差引きして、其處に残金かあるとそれか剩餘金になる、それで今日の豫算の組方に依ると、剩餘金といふものは、幾分か毎年出る勘定になつて居る。何故と云ふに、歳入歳出にも嚴重な豫算々出規則があるか、歳入の方から云ふと、歳入の見積り方は極めて安全に見積つてあつて、前年度の實収入の取り難きものか、三ヶ年の平均したるものを標準として豫算を作つてある。所か社會と云ふものは段々進歩して行くから、穩かな年に於ては必ず前年の収入より今年の収入か増す、三ヶ年の平均より今年の収入か増すと云ふのは當然である。それで



あるから、前年の實収入三ヶ年の平均収入を押へてあるから、歳入の見積の方は堅くしてある、之より安全な見積り方はないと云ふて宜しい。明治初年の豫算の積り方は夫れか、果して取れるか取れぬか分らぬ、歳出と釣り合はせる爲めに歳入を大きくしてある、歳入か此の位取れやうと云ふので、見込みをしてある。中には來年取れる歳入を今年に組んだものもある。斯くて百年先ても見積つてやれは幾らても歳入か出来るか、今の豫算は實収入又は三ヶ年間の平均収入を取る規定を立て、居る、勝手に見込を立てることか出来ることゝなつて居る。増すかも知れぬかと云つて、見込を立てることか出来る。若し見込みを許すなれば、甲は斯う見込めは、乙は斯う見込む、どの見込みか正しいか分らぬ。政府の仕事は固くして鈍いのか善いとして居る、三ヶ年の平均前年の實収入之は誰にても分る。歳出の方はどうかと云ふと、議會で定めた數額より餘分には使はせぬ、流用もならぬ、増額もならぬとなつて居る。各省で金を使ふのに用心して使ふ、豫算か越してはいけないから、例せば某省の俸給が十萬圓と定まつて居る、之より餘計に使つてはならぬから、残す様に心配して居る。以前の様に流用か勝手次第なら宜いか、若し少しも超過すると責を負はねはならぬ、故に豫算を越さぬ様に使ふ。今豫算科目か數百あつて、金額か積つてある、年度の末になつて、各科目に幾分か残る様に使つて行く、超過すると叱られるから、残る様に使ふ。之か八千萬圓九千萬圓の金であるから少しつゝ、残しても、

合計すれば百萬圓乃至二百萬圓となる、此の科目で千圓、此の科目で百圓と云ふのか、大藏省の帳面に集まると百萬圓乃至二百萬圓となる。歳出は豫算で牆を拵へて、之から越すことはならぬこととなつて居るから、是非少しは残さなければならぬ。歳入は前年度の實收又は三ヶ年の平均を標準とし歳出は窮屈にしてある、年度の仕舞になると剩餘金か出て來る。幾らか金か餘つて來る。極く安全な勘定になつて居る。併し乍ら其剩餘金と云ふものゝ出るのは、今云つた如き理由で出る。

### 一一 剩餘金の豫算編入の仕方

さて其剩餘金と云ふものは、豫算に編入の仕方かどうなつて居るかと云ふことを云はなければならぬ、即ち其の年度で出た剩餘金はそれで宜いか、前年度からの剩餘金かある。政府の歳入と云ふものは一年度毎の勘定になつて居る、毎年會計を新たにして行く、其處で以前の會計法であると、毎年の末に餘つた金は残らず、準備金に入れて政府に積んである。戦争かあるとか何んとか云ふときに使ふと云ふ仕方であつた。此の準備金は今の井上侯か大藏省に居つて始めたので、毎年之れを積んで置いた。それか丁度明治十年以後紙幣か下落して、政府の信用か危くなつて來たから、松方伯か紙幣償却に充てたので、準備金を使つて仕舞つて無くなつた。夫れか丁度新會計法の出来る頃で、新法では剩



餘金を如何にすればよからうと云ふ論があつて、此の準備金を置く方が宜からうと定つたと云ふものは、若し之を置くと連轉方法其他のことに付いて、政府の人が種々事業を目論む、さうすると儲かることもあるか損することもある、又民間の事業は進んで行くから政府が進んで働かないとももうよい日本では日本銀行が出来て金融の強大な機關となつて居るから、日本銀行に依頼すれば立ち所に八千萬圓餘の準備金を用立ることか出来るからして、天津邊に一發大砲を放つことは即座に出来る、さうすれば政府で金を積む必要かない、夫れ故に準備金を置く代りに、剩餘金は翌年度の歳入に入れて置く方が勘定が單純であらうと云ふ、却々議論があつた末に、會計法第二十條が出来て、前年度の剩餘金は翌年度の歳入に繰入れると云ふことになつた。乍併それか今日では大變に議會と政府との間で非常に困る問題になつて、何時でも剩餘金の繰入れ方が分らない、何度説明しても分らない、殊に分らなかつたのは、今は故人であるか自由黨の植木枝盛氏と云ふ人で、自由新聞に二日か三日社説に書いて、剩餘金繰入れか分らぬと云つて攻撃された。それは何故分らぬと云ふに、毎年豫算に入れる時分に、大藏省の勘定はどう立つて居るか云ふに、其年度の歳計と云ふものを見るには、其年度で取れるものはかりて歳計を見なければならぬ、租税は幾ら取れる。雜収入か幾らと云ふ、其年度で取るものにて歳入と歳出の平均を取る、前に餘つたものを、今年に入れると歳入が膨れる。剩餘金は一時限り

のもので、それを歳入に入れて豫算を作ると、歳計上殘餘が多い様たか、借りた金か這入つて居ると同様である。それだから前年の剩餘金を豫算に入れるには、其年に使ふものより外豫算に入れない。即ち軍艦を造るとか、臺場を造るとか云ふ上で、前年の剩餘金三百萬圓で軍艦を造り、臺場を造ると云ふことになると、歳出に三百萬圓を積み、歳入にも剩餘金三百萬圓と入れる、さうすると他の歳入歳出の上に影響を來さない、若しも歳出に充てた者より餘計な剩餘金を歳入に入れると、平均しないから其年の歳計の真相を示すことか出来ぬ、それで其年使ふ丈けの剩餘金しか豫算には入れてない。若しも三百萬圓使ひ三百萬圓歳入に這入つて居つて、剩餘金を使用する歳出と剩餘金繰入れか平均して居るかして、歳入歳出に影響しない様になつて居る。それか議會の人に分らないので、また金か有るのに何故豫算に組まぬかと云ふのか植木枝盛君などの疑ひて、また金か有るのに何故入れぬかと云つても後の金を入れると、歳入歳出に不當な差引か出来るから、使へは入れるか、使はなければ入れぬと云ふことになつて居る。それであるから、例へば二十四年度の豫算を見ると第一期に出来たので、政府と衝突か起つて、とう／＼六百四十五萬圓の剩餘金と云ふものは豫算の上で残つた。政府では三百萬圓にすると云ひ、議會では七百萬圓にすると云ひ、とう／＼六百四十五萬圓になつた。夫れか決算になると、千九百六十七萬五千圓になつて居る。二十五年度の豫算を見ると剩餘金かない、却つて幾ら



か歳入か不足して居る計算になつて居る、決算に來ると剰餘金か二千四百五十八萬三千圓に這入つて來て居る。之はどう云ふ譯かと云ふと、詰り豫算では其の年に使ふだけの剰餘金しか載つて居ない。決算では前年から残つたものを入れることになつて居る。二十五年度の剰餘金は二千四百萬圓であるか、其剰餘金と云ふ者は、どういふ性質から成り立つて居るかといふと、七百八十六萬圓と云ふ者は翌年度に繰り越したる歳出の財源として這入つて來て居る。それからして、八百八十三萬圓と云ふものは、剰餘金を以て支辨する計畫を立て、其年度で使はぬ分て這入て來て居る。こう云ふ譯で豫算に入れてあるのと、決算に入れてあるのと、差か起るのである。其處でもう一つ説明して置かねはならぬのは、剰餘金を以て支辨する計畫と云ふものは、唯た財政上の計畫に止まるものであつて、法律を以て指定したものでない。即ち剰餘金といふものは、略ほこういう事業に充てると云つてあつても此歳入を以て、彼の歳入に充てると云ふ様に歳入歳出を結び合はしてないから、假令剰餘金を以て支辨する計畫が立て、あつても、唯計畫に止つて、法律の規定に依るものでない。即ち剰餘金と云ふものは、日本に於ては特別會計の性質を持つて居らぬ。乍併剰餘金で支辨する計畫と云ふものは、随分固い者であつて、例へば、砲臺の建築とか、連發銃の製造とか、棉火藥の費用とか云ふことに限られて居て他の事に使はぬ事になつて居る。若し大變な饑饉があるとか、戦争が起つたと云ふことで、歳入か

不足して來る場合には、固より剰餘金を他の事に使ふかも知れぬか、併しそんなことは稀有なこと、せねはならぬ。要するに我國今日の豫算の基礎と云ふものは、至つて堅固なものである。

## 歳計豫算論

此一篇は則ち松崎博士の豫算論なり。彼是参照することに由りて、一層豫算の性質を明かならしめんかために、請ふて茲に掲ぐ。(同博士著財政學第六三二頁以下)

### (一) 總論

#### 第一節 豫算の由來及び目的

現今財政上竝に政治上最も喧しき問題たる豫算は、其の起原を英國に發す、蓋し現今謂ふ所の豫算は先づ人民か租税の納附を承認したるに起り、次て其の徴收したるものを使用する方法を定むるに由て成りしものなり。顧ふに英國に於ては一千六百八十六年スチュワート朝滅び和蘭のウキリアム王入て王位を嗣きたる時に於て、既に財政上既定の歳出なるものと行政上及び軍事上の費用にして、年々



國會の議決を経へきものとの區別を生し居れり。而して人民が政府の歳入に對して協賛を與ふるの權利は是れより先き、遙か以前に於て既に政府の認めたる所たるのみならず、既に法律の明文を以て之を規定したる程なりき。若し夫れ豫算をして、單に政府の收支に關する會計書たらしめは、之を調製したるもの、豈獨り英國のみならんや、他の專制諸國に於ても之れ有りしや疑を容れず、然かるに此等諸國の會計書を稱して、豫算と云ふ能はざる所以は、其の調製の方法異なるに由る、蓋し豫算は議會の協賛を経たる政府の會計書たらざるへからず、換言すれば公にしたる政府の會計書たるを要す、政府部内に於て秘密に作る勘定書の如きは之を豫算と謂ふへからず。

抑も豫算の目的は第一、政府各行政部の費用を計量し、而して人民の國家の爲めに負擔する所は其の經濟力と果して如何なる關係を有するやを明にするにあり。此目的を達せんか爲めには、政府一個の私見を以てせずして、普く人民の之を承知する必要とす。第二、豫算は政府の財政を判斷するに必要なる材料を供するにあり、實に豫算を以て財政の整理を圖るは常に行政上必要なるのみならず。政府の信用を維持する上に於て緊切缺くへからざるものなり、換言すれば、一國の存立維持を保つ上に於て緊要なるものなりとす。

豫算は其の語源を佛蘭西語のビュジエー (Budget) に發し、元來革囊なる意義を有したりしか、彼

のノルマン人か英國を征服して、佛蘭西の文物制度を輸入せるに當り、此の語も又輸入せられ後豫算の意味を有するに至れり。今其の字義の變遷せし由來を探ぬるに、既に述べたる如く、古代に於ては英國も亦他の歐洲諸國と等しく、國王は國費を支辨するに必要な經費を一般人民に取らす、己の私有財産より生ずる収入に求めたり。然かるに世の變遷するに従ひ、政費は漸く増加するも、其の財産の収入は之れに伴はず、遂に已むを得ず、之を人民に資るに至れり。此の時に當り國王は其の大臣をして年々政費の不足部分を紙面に記載せしめ、之を一の革囊の中に容れて議場に持參せしめ、而して大臣は其の囊中より書附を取出し一一議會に於て説明して以て承諾を経たり。茲に其の革囊は議會の協賛を要する収入の全部を含みたるを以て、遂に斯る書附類を總稱して「バジエット」と云ふに至れり。其の後歐洲の諸國は皆此の語を採用して財政上の用語となせり、尤も現今英國に於て議院の慣用語として「バジエット」と云ふ時は、歳入歳出總豫算を指すよりは、寧ろ主として歳入豫算を意味するを例とす。

## 第二節 豫算の意義

次に豫算の定義を下さんに、豫算とは豫め立法機關の協賛を経たる政府の一會計年度間の收支に關



する準則なり。此の定義に従へば、豫算は第一豫め立法機關の同意を要し、第二政府の収入支出に關する準則にして、第三其の収入支出たるや、一財政年度間の收支に限らる。人或は或種の収入若くは支出は必しも、一財政年度内に限らずして、數年に渉るものあり。又豫め立法上の協贊を経ざるものにして尙ほ政府の支出入たるべきものあり、との理由を以て以上の定義に非難を加ふるものあるも、斯くの如きは例外にして、一般の通則と稱し難し。抑も豫め立法上協贊を経ざる政府の支出収入は之を豫算と稱すること能はず、云はば唯政府か其の時に於て、行政政治上の必要に迫られ收支するに外ならず、又一會計年度以上に亘る收支は豫算を以て定むべきものに非ず、別に法律の定むる所なり。故に以上の場合は假令豫算の定義中に含まれざるも少しも差支なしとす。

豫算は法律たるや否や、是れ常に理論上のみならず、實際に於ても疑の存する所なり。歐洲諸國に於ても民主主義盛行はれて、議會の權利を以て政府の權限を制限せんとする傾向を有する國に於ては、豫算を以て法律なりとなす例多し。既に憲法上認めて以て法律となす國あるを見る、然れども君主主義の國にありては、其の果して法律たるや否やは曖昧なりと雖も、豫算は固より豫算にして法律にあらずとなすを至當とす。既に憲法の明文上法律と認むる國に於ては、其の法律たらざるを説くは立法論に屬し、法律の解釋たることを得ず、實益亦從て少し。されど法律たるや否やに就て法文上の

規定なき國にありては、之か解釋は畢竟事實上の判斷に待たざるべからず、帝國憲法には豫算は議會の協贊を経るとあり、豫算を以て直接に法律なりと明言せず、故に疑の存する所は議會に於て協贊するの故を以て法律たるを得るや否やにあり。

### 第三節 豫算と三權分立説

嘗て普ねく行はれたりし、三權分立の説に従はんか、豫算にして議會協贊を経るものたる以上は、認めて法律となすことを得へし、是れ他なし、議會は純ら立法の事のみを司り、政府は君主と共に行政の事のみを司り、裁判所は獨立して司法の事のみを司るものなりとするに於ては、議會の協贊を経始めて或立する豫算か法律たらざるを得ざるは、論理上當然の結果なればなり。されど國家の主權は如此果して之を分割し、之に獨立の權能を有せしむることを得ざるや、論なきのみ。

抑三權分立の説は其の初めモンテスキューが英國の政體を觀察して、主張したる所に係るも、是れ實に英國政體の真相を究めざるの結果に出つ、之を英國の政體に徴するに決して三權獨立して、其の範圍を守り相侵さざるに非ず、況んや法理上國家の主權は唯一不可分なるに於ておや、國家を統一司配するものは、唯一の主權あるのみ。蓋し之を譬ふるに、尙ほ唯一の精神か人身を司配するか如きの



み、三權分立は到底支持すべからざる謬見たり。故に立法行政司法の三權に全然獨立して相制限關涉する所なしと謂ふは誤りにして、立法を司る議會と雖も必しも法律の制定のみに限らず、其の他の國家事務にも關涉することあり。モンテスキュー等か金城鐵壁として、其の説を主張したる英國の實例に就て之を見るも、議會は獨り法律制定のみを掌らず、行政上の行爲に關涉する場合多し、例へば土地買上の如き。鐵道敷設許可の如き、皆議會の承認を経へきものなり。然れども此等の行爲は之が爲めに行政行爲たることを妨げざるなり。

#### 第四節 豫算は法律にあらず及び其の效力

是を以て之を觀るに、豫算は立法の事を以て本分とせる議會の協贊を経る理由のみにては法律たるを得ず、豫算の法律たる否と否とを豫算か法律たる要件を具有するや否やによりて分る。抑も法律の要件に二あり一、は形式上の要件にして、他は實質上の要件たり、形式上の要件は立法上の手續によりて議會の協贊を経へきことに存し、實質上の要件は其の規定する所か、人民の權利義務に關すること存す。然らば豫算は果して此の二要件を具ふるやと言ふに然らず、豫算は法律たるべき實質的要件を缺如す。凡そ豫算に記載する所は法律若くは命令を以て已に既に規定する結果に基く、其の歳

入に關しては租税に關する法律、官有財産に關する法律、其の他の諸收入に關する法律命令を以て之を規定す。支出に關しては自から法律命令の定むる下に從て記載するものあり、軍人の恩給、國債の利子償還其の他政府の義務に屬する支拂の如き、皆法律命令を以て之を定む、然らば豫算は權利義務を規定する法律に非ず、法律の定むる所に從て國家の歳入歳出を記載し、以て政府收支の準則となすものなり、略言すれば豫算は法律たるの實質的要件を具有せず、是れ其の法律たるを得ざる所以なり。既に法律たるを得ずとせば豫算の性質は果して如何なるべき他なし、行政上の準則たること即ち是れなり。或は曰く豫算は國家の歳出入に關して政府を束縛制限す、殊に歳出に關しては、政府の行政各部は豫算の定むる所に從て支出せざるべからず、其效力は毫も法律と異なることなし、故に豫算も法律たるを得と。一見不可なきか如しと雖も其の實は然からず、法律か吾人の行爲を制限束縛するは論なき所なるも、翻て人類の行爲を制限束縛するものは總て法律に非ず、行爲を束縛するものにして而かも尙ほ法律に非ざるもの、著例は、吾人之を行政處分に見る。故に豫算は政府の行爲を制限すと雖も、之を以て法律と稱するを得ず、唯政府は豫算に準據して收支をなさざるを得ざるか故に、之を行政上の準則なりとは謂ふなり。既に豫算にして法律に非ざる以上は、法律は以て豫算を變改することを得るも、豫算は以て法律を變改するを得ず。豫算は常に法律命令の範圍中に於て之を作成せあるべか



らす。

豫算が政府を制限束縛することは、以上の如くなるも、其の拘束力たる必ずしも絶対的のものに非ず。國務大臣は必ずしも、豫算に由て政務を行ふべき義務を有せず、一通りは豫算に依らざるへからざるも、若し特殊の理田の存するときは豫算に依らざるを得ることあり。是れ國務大臣の権限は豫算に由りて生ずるものに非ず、他の法律若しくは憲法によりて定められ、或は主權の命する所に由ればなり。

豫算の整頓する否とは、政治上及び國の信用上大なる關係を有す、豫算にして整頓せざらんか財政の紊亂を來し、遂に政治上の信用問題を惹起し、國家の信用亂れて亦收拾するに由なからん。斯る重大の意義を有する豫算は三つの關係に立つ、第一行政上の關係、第二政治上の關係、第三財政上の關係是れなり、所謂行政上の關係とは、豫算を編成することを謂ひ、政治上の關係とは、之を議定すること、を謂ひ、財政上の關係とは支出を辨するに必要な収入を得る途を講し、加之豫算を實行するに當て要する監督の謂なり。先づ豫算の編成より之を論せん。

## (二) 豫算の編制

### 第一節 豫算編製の時期

豫算は行政機關の調製する所なり、國家の歳出及び歳入を考察按排し、會計年度に従ひ以て收支相平均せしむることを圖るを目的とす。豫算を調製するに方り注意すべきこと種々あり。左に其の緊要なるものを述べん。

第一、豫算編製の時期は可成其の議定及び實施の時期と接近せしむるを要す。我法律に由れば豫算の調製と議定との間に四ヶ月あり、其の間隔決して長きに過くと謂ふへからず。然れとも英國に至ては、其の間隔更に短く三ヶ月と定めらるゝも實際は必ずしも三ヶ月を要せず。是れ英國にありては豫算の編製方法歳入歳出に關する總豫算を以てせず、或は特に一行政官衙の經費を議し、或は一會計年度間の經費を一纏めに議せずして、特に二ヶ月或は三ヶ月の經費を限りて議定することあるを以てなり。是を以て現在の會計年度の始まりたる後、其の會計年度か歳出入を議定すること稀ならず。抑も豫算の調製と議定とをして、其の間隔を短か、らしむるの目的は他なし、豫算と實際收支とをして相齟齬せしめざらんとするに外ならず。英國の如く、其の時日密接するに於ては、豫算と實際との間に齟齬を來すこと最も少なし、佛蘭西にありては、財政の整頓せざると、租稅制度の不備なるとに由り、豫算を調製する時と、之を議定實行する時と大に懸隔し、往時は三年若しくは四年の間隔ありたるか、爾後次第に短縮し、現今に至ては一年有餘となれり、されは、短縮したりと謂ふも他國に比すれば大に長し。



第二、豫算は三年越のものなり。凡そ豫算を調製せんと欲せば、現在及び前年度の收支の有様に適應せしめざるへからず。既に前年度の收支状態を斟酌して之を調製し、然る後議會に提出し、其の議決を経て來會計年度に於て之を實施するものなる以上、豫算は其の標準を二年前の歲計に取り、前年度に於て調製議決し、現會計年度に於て實行するものと謂ふへし、是れ豫算を以て三年越なりと謂ふ所以なり。現今社會の状態は日に月に變遷し、暫くも停止せず、之に伴ひ國家の歳出入も亦變遷せざるを得ず、豫算編製後實施に至るまでの期間長きに過くれば過くる程實際上の齟齬を來すこと明なり。

### 第二節 豫算の編制者

第三、豫算の調製は大藏大臣之を掌る。嘗て憲法の制定なき國にありては、歳入歳出は總て會計官の專斷に屬せしも立憲政體の確立を見るや、會計事務を掌理する大藏大臣は唯各行政官衙の要求に従ひ、豫算を調製するに與かるのみとなれり。現行法律に依れば、前年度五月三十一日までに各官廳より歳入概算書及び歳出概算書を大藏大臣に送附し、大藏大臣は六月三十日までに歳入、歳出總概算書を作りて之を閣議に提出し、七月十五日までに閣議を決定し、各省は此の決定に基き、豫算經費要求書を調製して、八月三十一日までに大藏大臣に送付す。大藏大臣は之に基いて總豫算を調製すへ

きなり。故に大藏大臣は歳入歳出の豫算を調製するの權利を有す、但し其の權限たる無二のものに非ずして、豫定經費要求書を以て其の標準となさるへからず。此の時に當り、實際各省經費の釣合を取り、其の額を定むるは何人の權限に屬するやと云ふに、豫算の調製上各經費の釣合を立て、之を定むるは内閣にして、議定上其の權利を有するは議會なり、殊に衆議院なり。尤も豫算の調製に關する大藏大臣の權限は近時漸く新事例を開かんとする傾向なきにあらず、例へば普魯士王國に於けるか如し。

### 第三節 豫算の種類

第四、豫算の種類。豫算は其の觀察點の如何によりて、種種に分類せらる、今其の主要なるものを舉ぐれば左の如し。

(一) 豫算は之を調製し、且つ議會に提出する順序方法等に由りて、總豫算及び特別豫算の二種となす。總豫算とは政府全體の收支に關する豫算を謂ひ、收入に關しては各其の種目に從て之を列記し、支出に付ては各獨立の官廳によりて、之を列記するものなり。特別豫算とは之に反し、政府全體の收支を記載せざるは言ふ迄もなく、或る特種の收入若くは經費を記載するものあり、或は二三の特別



官廳の收支を記載するものあり、或は又之と趣を異にし、總豫算を説明し、若くは之に附屬せしむる爲めに調製するものあり、要するに、特別豫算の意味たる確定し居るに非らず、之を用ふる場合により其の意義を異にす。

(二) 豫算は經費支出の時限に従て、過去豫算、現在豫算、及び將來豫算の三となす、過去豫算とは已に生したる事柄に向て支出し、若くは既に支出し終りたる經費に付ての豫算なり所謂追加豫算の多くは之に屬すへし。凡そ一國の政務は確定不動のものに非ず、豫算編製の當時豫期せず、又は豫期すること能はざる事變の突發するなきを保せず、されど苟も國ある以上は豫算に計上なきを理由として之を看過するを許さず、國務大臣は法律の定むる所に従て應變の處置を取るを要す、是を以て豫算に計上せられたる經費を要する場合には先づ之を支出し、後來議會の承認を求めざるへからず、之を稱して事後承諾と云ふ。是れ過去豫算の必要ある所以なり。現在豫算とは普通要する所の經費を規定するものにして、將來豫算は之に反し、現在行ふ事務に限らず、數年の後行ふべき事務に對して要する經費を規定するものなり。繼續費の如き其の一例なり。凡そ一國の政治は永遠不確定のものたり。されは事務の性質上數年若くは數十年を経過して後始めて完成するものあり。佛國のノートルダム寺院は殆んど百年に亘る長年月を要したりき。此等の長期間を要する事業に對しては、工事の設計によ

り豫め其の經費を承認するを便利とする場合あり、是れ將來豫算の由て生ずる所以なりとす。

(三) 豫算は會計年度の長短に従て、一年豫算及び數年豫算となす。凡そ會計年度か一年を以て始終する場合の豫算は之を一年豫算と謂ひ、一年以上數年に亘る場合を數年豫算と謂ふ、數年豫算の例は獨乙聯邦中のバツアリヤ及びルクセンブルグ等に於て之を見る。會計年度を一年とし、若くは數年に亘らしむるは必ずしも一定し居るに非ず、國小にして歳出入の變動すること少なく、殊に議會の權力盛にして豫算を以て濫りに、行政權を制限する國にありて會計年度は長き方却て便利なるも、之に反し議會の德義高く豫算を議すること慎重にして、且つ歳入歳出が複雑なる場合に於ては一年を以て最も便利とす。殊に英國の如く永久費と暫定費との區別を立て、行政權に活動の餘地を與ふる場合に於ては、最も然りとす。要するに、會計年度の長短は、國家歳出入の種類性質及び政府と議會との關係如何によりて之を決せざるへからざるなり。

#### 第四節 豫算の組織

豫算は歳入歳出の二大部分より成る、而して又之を分ちて經常及び臨時の歳出入となすは、我現行制なり。英國の制度は歳出を分ちて三部となす、第一部は帝室費、國債費、年金等所謂永久經費にし



て第二部は軍事費、其他行政上の經費なり、第三部は臨時經費是れなり。此の豫算調製方法は議定上最も便利なり、何となれば議會に於て常に討議すべきものと、討議するを要せざるものとを分ちて一目瞭然たらしむるのみならず、經常費と臨時費とを分てはなり。然れとも之未だ以て充分なりと云ふを得ず、願ふに豫算の目的たる管に一國財政の狀況を知るに便利なるのみならず、亦人民の經濟と如何なる關係を有するやを示さざるへからず、換言すれば政府は所謂財政費と純粹の行政費との關係を明かにせざるへからず。故に完全なる豫算の調製法は、先づ租稅徵收費其他の收納費を記載し、次に既定の歳出即ち法律の結果に由るものを載せ、次に暫定費用を記し、最後に臨時費を記載せざるへからず。此の方法たる經費の性質によりて、之を分類するものなれば、財政の現況を知るに便なるのみならず、議定上大に都合宜し。然れとも普通豫算の編製は各行政官廳の分類に基て之を爲すを常とす。豫算に附帶して議員の參考に供する爲め議會に提出するもの、之を稱して附屬書と云ふ、其の重なるものは、前年度の歳入、歳出の説明書及び各省經費の説明書なり、其他豫定經費要求書及び前年度の現計書を以て參考に供することあり。

豫算中を含む各經費は之を款項節目等に分つ、經費を細目に分つの可否は豫算編製上注意すべき問題なり、若し細に失すときは、一方に於て不足あるも他方の餘裕を以て、之を補ふこと能はず、經費の支拂上不便を感じるに至るへし。故に財政の運用をして圓滑ならしめんとせば、細に過ぎざるを可とす。

豫算は元來想像に基くものなるか、其の之を編製するに當りては、可成事實に近く之を見積るを要す、若し經費の見積高きに過ぎんか、支出收入に超過して歳入の不足を生ずへし、歳入の不足は管に政治上のみならず、國家の信用に害あり。之に反し歳入の見積多きに過ぎんか、實際の收入之に伴はず又假令歳入の超過ありとするも濫費の弊を生し易し。往年合衆國政府の財政状態は以て殷鑑となすに足る。

最後に豫算は統一主義によりて、之を編製せざるへからず、豫算の不統一は一方に於て財政紊亂の因を爲し、他方に於て政治上權力の分立を招く恐れあり。

### (三) 豫算協賛論

#### 第一節 議會の豫算協賛權の根柢

立憲國に於ては議會は豫算の協賛權を有す、其の協賛權の根據か何れに存するやは、法理上の問題



なりとす。或は豫算協賛権の根據を人民の租税負擔の事由に求むるものあるも、それは不當の見解なり。君主獨裁制及び中世封建時代にありて、人民は租税を負擔せるも協賛権を有したるの事實なし。蓋し協賛権は君主國と民主國とによりて、其の基く根據を異にす、民主國に於ては人民は即ち主權者たるの理由により租税を承認し、豫算に協賛を與ふるの權を有す、君主國にありては之に反し、君主は人民をして、一國の政務に與かるの權利を認與す、是れ君主國に於て議會に豫算協賛権ある所以なり。

議會の協賛権をして絶對ならしめは由りて生ずる、弊害少なからざるへし、其の然る所以は他なし、行政機關にして議會の好む所に従はされは、或は租税の徵收を拒み、以て一國行政の運轉を阻止するを以てなり。是れを以て若し議會の權利を尊重すると共に、行政權の獨立を保たしめんと欲せば宜しく議會の豫算協賛権を制限せざるへからず、英國に於ては永久費の制度によりて、之を制限し、獨乙に於ては議會の議決により、佛蘭西にては習慣によりて之を制限す。

## 第二節 豫算の議定

議會の協賛を求めんと欲せば、政府は先づ其の編製に係る豫算案を議會に提出せざるへからず、豫算案の提出は先づ衆議院に之を爲すを例とす、衆議院か之を受取りて、後調査し、討議する方法は國

によりて異なる。英國に於ては永久費と暫定費との區別を立て、暫定費に屬するものゝみを議し、以て議定上の煩勞を省く。暫定費は議定に先ち之を委員會に附す、委員會の組織は歐大陸諸國と異なり我國の全院委員會と其の性質を同ふす。委員は議會の撰擧するものに非ず、議員は總て委員會に出席するの權利を有す、然れども實際は豫算に熟達し、利害關係を感じるものゝみ出席す、故に其の調査は速に且つ公平なるを得。

大陸諸國にありては、議會の撰擧したる議員を以て委員會を組織するか故に、黨派心に妨げられ經驗熟達の人を缺き、調査の方法宜しきを得る能はず。徒らに無用の言論を費やす弊あり。是を以て我國に於ては、以上の二制度を混用せり。されど其の是非得失は容易に斷定し難し。

議會の協賛を論せんと欲せば、歳入、歳出に付て別論するを要す、帝國憲法は歳入に關し明かに之を規定す。租税、手数料、臨時收入、國債募集、前年度剩餘金及び豫算外の收入の如き皆然り、故に歳入は之に據りて以て、豫算に計上せざるへからず。次に歳出に付ては憲法上に既定の歳出と年々議會に於て協賛を與ふべきものとを區別す。抑既定の歳出は之を増減するを許さず、若し議會に於て之か増減を企てんと欲せば、先づ法律を改正し、若くは政府か同意を経たる後にあらざれば能はざるなり。然れども暫定費に屬する行政費に至りては、全然議會議決の範圍内にあり、但し豫算を以て法令を



動かす能はざるは論なし。英國の憲法によれば、新たに費目を設け、若くは増額を爲すは國王の特權に屬し、議會の權限に屬せず、議會は唯經費を減し費目を削ることを得るに止まる。尙ほ經費に付て一言すべきは、官業に必要な經營費なり、此の種の費用は議會に議決權なし、何となれば官營の事業は一種の行政處分にして、議會は行政使の範圍に介入して、之に干渉する能はされはなり、但し議會にて官業を不當又は不必要と認むるに於ては、政治上の問題として政府に注意を與へ間接に之を監督するを得るは云ふを俟たず。

# 財政學終

大正二年三月十四日印刷

大正二年三月十六日發行

財政學與付

正價金參圓

本編製本料金參拾錢増

原著者

チャールズ、ブロック

譯述者

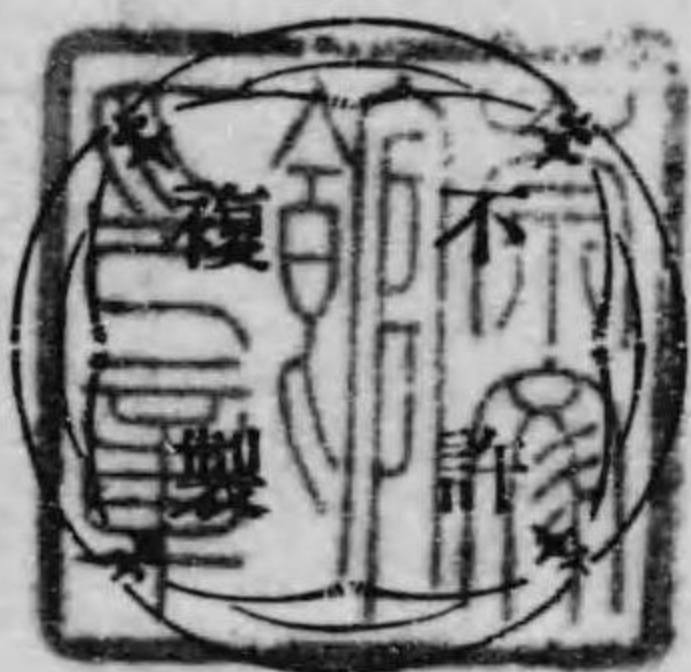
三上正毅

發行者

東京市神田區裏神保町二番地  
高橋爲吉

印刷者

東京市本所區番場町四番地  
飯島省一



## 發行所 發賣所 發賣所

東京市神田區裏神保町二番地  
電話本局三二一八  
振替口座東京六一八〇  
東京市神田區今小路二の四  
電話本局九六六五  
東京市神田區橋通町七番地  
電話本局三三三

崇文館書店  
清水書房  
有斐閣書店



## 特約大賣捌店

同	日本橋區六合館書店	同	京橋區 金櫻堂書店	同	本郷區 東亞堂書店	同	名古屋 星野文星堂
同	至誠堂書店	同	良明堂書店	同	日本堂書店	同	靜岡市 吉見書店
同	文林堂書店	同	東京堂書店	同	森江書店	同	長崎市 西澤書店
同	大洋堂書店	同	上田屋書店	同	文光堂書店	同	熊本市 長崎次郎
同	神原書店	同	中西屋書店	同	磊々堂書店	同	同 金書堂
同	水野書店	同	二松堂書店	同	有朋館書店	同	鹿兒島 吉田幸兵衛
同	杉本書店	同	勉強堂書店	同	赤門堂書店	同	千葉縣 多田屋書店
同	片桐書店	同	三省堂書店	同	有終閣書店	同	仙臺市 藤崎書店
同	丸善書店	同	文會堂書店	同	同文館書店	同	秋田市 成見書店
同	嵩山堂書店	同	武藏屋書店	同	文影堂書店	同	京都府 松田庄助
同	明文館書店	同	富山房書店	同	積文堂書店	同	同 柳原書店
同	青野書店	同	有斐閣書店	同	芝區三田福島屋書店	同	松江市 有田傳助
同	文星堂書店	同	光風館書店	同	岸田書店	同	廣島市 友田書店
同	目黒書店	同	益文堂書店	同	大坂市 榎山書店	同	北海道 富貴堂書店
同	東海堂書店	同	門部書店	同	大坂市 吉岡寶文館	同	臺灣 新高堂
同	北隆館書店	同	清水書店	同	同 杉本書店	同	朝鮮 日韓書房
同	松邑三松堂	同	福岡書店	同	同 三宅書店	同	清國 大阪屋號
同	春祥堂書店	同	福岡書店	同	久留米 菊竹書店	同	外 全國各地書店
同	新橋堂書店	同	松山堂書店	同	名古屋 川瀬代助		

## 學理的事業管理法

米國工學博士 ウィンストロー、テイラー先生著  
日本加島銀行理事 星野行則先生譯

菊判總クローズ上製

定價 金壹圓參拾錢

郵稅 十二錢

學理的**事業管理法**とは何ぞ？著者が三十年の歳月と、百萬の資金とを費して人と人の能力と**事業法**と**機械**と**組織**と、之を支配する時間とを科學的に研究し、**最小の時間**に**最大の作業**を爲さしむる**原則**を云ふ

本書は資本家の爲には**事業の進捗**となり、労働者の爲には**賃金の増率**となり、國家の爲には**富力の激増**となり、又**社會問題の解決**となる、原著者が始めて**本法**を主唱して以來、幾多學者は争ふて之が**研究に従事**し、幾多**事業家**は争つて之が**原理**を應用し、今や**本法**は米國産業界を風靡し居るのみならず、本書は**歐洲諸國語**に翻譯せられ、**歐洲産業界**に一新生面を開きつゝあり、譯者最近**歐米**を巡遊し、**彼地産業界**に**本法實施**の狀況を目撃し、**我國産業界**の爲め頗る**緊切**の關係ある事を感じ、原著者に**圖り**之を譯出せられ、**本館**之が出版の**光榮**を得たり

現に**工商業**に従事せらる、諸君は勿論、**從來實業界**に志望を有せらる、**人士**も又一日も早く本書を繙き、如何にせば**勤勞**の効果を三倍し、**隨て事業**上三倍の利益を得らるゝやを研究せられん事を



陸軍教授 宮内鹿川先生序 從五位勳三等 森友道先生著

菊判洋裝全一冊

定價金六十錢

郵税金八錢

# 運命開拓 立身出世 淘宮術の理論と應用

## 内容 目次

淘宮術の要領及相貌圖入説明○淘宮術の根本義○淘宮術と基督教○淘宮術と佛教○  
淘宮術と易學○淘宮術と老莊學○淘宮術と宋學○淘宮術と陽明學○淘宮術と儒佛基  
三教餘論○淘宮術の宇宙觀……

著者は醫を業として打診投藥の傍ら醫學の眞髓は物的衛生よりも寧ろ心的衛生にありとして斯界に  
重きを爲せる篤學の士也、殊に淘宮術に關する造詣深く曩に一書を著して處世道德としての淘宮術  
の意義を解説し以て心的衛生の根本を示せり今亦本書を著して最後の解決を與へたり淘宮術は素と  
占筮の術に非ず、其の道德宗教哲學各方面に亘れる意義の高遠深大なる實に測り知る可からず、著  
者獨特の研究方法は此の問題を縦横に論議して明快なる解説を與へ斯界未曾有の大著を完成す、實  
に是れ道德界、宗教界、哲學界に對する一大警告たる日常處世の活教訓たり立身開運の羅針盤たり  
何人も一讀して精神的慰安を得處生活の安全を感悟せざるべからず

ドクトル オブ  
フィロソフィー  
三上正毅先生譯述

## へれんけらー嬢 自叙傳 我身の物語

裝釘類美本 四六判全一冊 寫眞四枚入 定價金六十錢 郵税六錢

本書は盲目聾啞にして大學者となれるケラ  
嬢が自から筆をとつて其生涯を叙せるも  
の言々皆涙、字々皆血此れを讀んで感奮せ  
ざるもの此を讀んで泣かざるものは人にし  
て人に非らざるなり



124T-44

三上正毅著譯書

◎ 外遊十二年著

◎ 獨逸帝國著

◎ アダムス富國論譯

◎ マルサス人口論譯

◎ デー教授原著 世界商業史譯

◎ あれんけらお嬢自叙傳 我身の物語譯

定價拾壹圓貳錢

定價拾壹圓貳拾錢

定價拾壹圓七拾五錢

定價八拾錢

定價貳圓八拾錢

定價八拾錢



終

